

令和4年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○会議日時 令和4年3月7日(月) 午前9時30分～午後4時58分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	中村節子
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	奥田勉	〃	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	保沢明
農業委員会事務局長	近藤善美	商工観光課長	荻原剛
建設課長	伊澤仁一	都市計画課長	篠崎国男
区画整理課長	濱野岳仁	下水道課長	黒川信夫
農政課長補佐	伊藤隆行	農政課長補佐	北野和利
水道課長補佐	永井邦朋	水道課主幹	海老原義博

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 岡本鉄男 委員長

3. 概要録署名委員 秋山幸男 委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

- 現地調査 ・水田貯留機能向上活動支援事業
(田んぼダム_石橋南部環境保全会)
- ・しもつけ産業団地整備推進事業
 - ・自治医大駅周辺整備事業
 - ・スマートIC整備事業
 - ・石橋駅周辺土地区画整理事業

議案第2号 令和3年度下野市一般会計補正予算(第12号)【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

[歳入] なし

[歳出]

8款4項1目 都市計画総務費

- 奥田委員：リノベーションまちづくり講演について、前年度も計画し、実施できなかったと思う。ぜひ今年度実施してほしいとの話を聞いた。どのような内容なのか。
- 都市計画課長：昨年度はコロナ禍により延期となり、令和2年度から令和3年度に移行した。今年度、早めの開催について検討していたが、夏ごろの緊急事態宣言などがあり、また、対象の方が商工会の会員が多いことから、検討した結果、開催は難しいということになり、改めて令和4年度に予算計上している。
- 奥田委員：予定としてはいつ頃になるか。
- 都市計画課長：来年度についても予断を許さない状況ではあるが、状況を見ながら商工会とも協議をしながらなるべく早めに開催したい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第5号 令和3年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計補正予算(第3号)

≪質疑・意見≫

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第6号 令和3年度下野市下水道事業会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第7号 令和4年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

15款1項4目 農業使用料

- 秋山委員：農業施設使用料について、南河内・国分寺農産物加工センター使用料、ふるさと道場使用料については非常に少額であり、利用頻度が少ないと思われる。利用状況の傾向と、今後の施設運営についていろいろ意見を聞いており、やめてもよいのではないかという意見もあるが、市としてどのような形で持続していくのか。
- 北野農政課長補佐：南河内農産物加工センターについては、組合員の方の高齢化が進んでおり、毎日加工・生産を行っているが、なかなか売上げに結びついていない状況である。国分寺農産物加工センターについても、毎日加工・生産しているが、花まつりや直売所の売上げが落ちており苦しい状況である。ふるさと道場については、定期的に蕎麦打ちの体験をしている団体があるが、コロナの影響により利用率は落ちている。
- 秋山委員：現状については理解したが、今後施設を持続すべきか利用者の声も聴かなければならないが、市としての考えはどうか。これまでも加工センターの使用については議論があり、かつ、高齢化によって利用機会が少なくなってきた。その中で、今後どのように位置づけ、どのように活動するのかといった市の考え方を伺う。
- 北野農政課長補佐：両加工センターともに高齢化が進んでいるのは間違いないが、利用されている方は、農産物の加工・販売に意欲を持っている。当面は支援をしていきたいと考えている。
- 秋山委員：今後、厳しい財政運営をしていく中で、費用対効果を考えていかなければならない。意欲のある方の考えを尊重して続けていくことも大切だと思うが、このままではなく違う形で、そういった方に活動してもらうような考えはあるか。
- 産業振興部長：国分寺農産物加工センターは、現在の組合員に意欲があり継続するうちは支援していきたいと説明したが、根本的に施設の老朽化という課

題がある。公共施設マネジメントの中でも議論されているが、公共施設としては適当ではない時期にきている。その中で、存続できるうちは、保健所等の問題もあるが調整を図りながら支援していきたい。南河内農産物加工センターについては、コロナ禍での現状で福田屋百貨店といった大手の販売口への卸しも苦戦しており、また、高齢化や新たに組合員が入ってこない現状もある。今後も施設の有効活用を図るのであれば、現在の組合員の方と話し合いをしながら、組合の再編など新たな組織で継承するのか、リセットして市として公募をするのか、今後を展望する上での現在の課題として捉えている。

○秋山委員：南河内農産物加工センターについては転売をして、という話を聞いているが、市のほうへ声は届いているか。また、両組合の組合員の現状について伺う。

●北野農政課長補佐：南河内農産物加工センターの組合員は5名と聞き及んでいる。そのような中、年末ごろに、高齢化で大変だということで組合を抜きたいとの話があった。現在どうなっているか確認が取れていないため、確認していきたい。

○秋山委員：5名というのは少ない人数である。今後の方向として公共施設マネジメントでも見直しをするといった話もあるが、加工センターとしての機能を維持していくのは難しいと思われる。意欲のある方は個人で加工センターを設けて販売したりということもある。例えば、5名の中で抜きたいという人が出て、何名か残った時に、そのまま存続するのではなく、個人的に加工センターを立ち上げてやりたいという方も出てくるかもしれない。そういうところに対する補助金という方法もあると思う。このまま継続するよりも、意欲のある人になんらかの形で補助をして継続してもらおうという方法が個人的にはよいと思う。意欲のある方へのそのような方法を検討してほしい。

●産業振興部長：意欲ある方への新たな補助という提言があったが、6次産業化の拠点として先駆的にやってこられたという認識がある。公共施設であるので指定管理などの方法もあると思うので、先を見据えた課題として検討させていただきたい。

15款1項5目 商工使用料

○石川委員：夜明け前施設使用料について、昨年度聞いた時に売り上げの6%が収入になるとのことであり、令和4年度予算では2,640万円くらいの売上げになるかと思う。コロナ禍の中、順調に経営できているのか。

●商工観光課長：夜明け前は10 picnic tablesに業務委託しているが、令和2年度半ばは若干売り上げが落ち込んでいたため、令和3年度は低めに見積もっていたが、現在のところ、12月末までで2,500万円ほどの売り上げが見込まれている。来年度も今年度と同様に見込んで計上した。

16款 2項 1目 総務費国庫補助金

- 石川委員：総務費補助金と道路橋梁費補助金それぞれに、都市構造再編集中支援事業補助金、社会資本整備総合交付金が計上されているが、内容を伺う。
- 商工観光課長：商工観光課の所管としては、27ページの上段と2段目になる。1つ目の都市構造再編集中支援事業は、全体としては石橋駅西口の計画であり、総合政策課で所管する複合施設がメインとなる事業である。商工観光課としては、まちなか賑わい祭開催事業であり、商工会を支援する事業として50万円を所管している。2つ目の社会資本整備総合交付金は、天平の丘公園の再整備に充てている事業であり、全体事業費は4,700万円ほどを見込み、そのうち補助率45%、支給がほぼ9割ということで1,880万3,000円である。
- 建設課長：土木費国庫補助金の部分について、社会資本整備総合交付金は市内の市道整備に関する補助であり、都市構造再編集中支援事業は自治医大駅周辺整備に関する補助金である。

16款 2項 4目 土木費国庫補助金

- 石川委員：耐震アドバイザー派遣事業費補助金について、少額ではあるが、どのような事業なのか。
- 都市計画課長：耐震アドバイザー派遣事業は、県建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震アドバイザーの派遣を行う事業であり、派遣された方の報償費になる。1件当たり2,500円、2分の1が国庫補助で、端数処理して1,000円という計算である。例年1～2件のため、1件として計上している。
- 石川委員：耐震アドバイザーはどのような仕事を行うのか。
- 都市計画課長：耐震診断を行い、耐震に問題があった場合には耐震改修と進んでいくが、住んでいる方は詳しくはわからない部分がある。アドバイザーが自宅に伺い、耐震診断をしたらよいかどうか、説明をしながら改修や建て替えに関するアドバイスをする事業である。

17款 2項 4目 農林水産業費県補助金

- 秋山委員：農地集積・集約化対策推進交付金について、前年度の実績に基づいて計上していると思うが、実績の内容について具体的に伺う。資料があれば提出してほしい。
- 農業委員会事務局長：農地集積・集約化対策推進交付金については、農地利用の最適化に関する交付金が含まれる。農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬に関わるものであるが、成果実績、活動実績ということで、委員の活動に関わるもので、実績に基づき報酬の部分の交付金が交付される。今回、条例改正案を提出させていただいたが、委員の加算額の活動実績・成果実績がこちら

の交付金に入っている。それと、機構集積に関わる部分で、会計年度任用職員に係る交付金を含んでおり、合わせて889万6,000円を計上している。算出としては、活動実績に基づくものとして、人数が合わせて36名おり、月額単価として7,000円の12カ月、合わせて302万4,000円としている。成果実績として月額1万4,000円の12カ月で36名、遊休農地等の活動に係るものとして、評価点が7ということで出ており、分母の9がある。全て合わせ470万4,000円と算出している。

○秋山委員：成果実績については明快である。活動実績については、7,000円の12カ月、36名を予算上は全員に活動していただくということで計上しているが、活動をしなかったら支給しないということか。農業者年金の加入促進として一律に交付しているのもおかしく、活動の報告書も上がってこないままでそれも知らずに受給していた農業委員もいる。金額は少額かもしれないが、明確にした方がいいのではないかと申し上げた経緯もあると思う。活動実績については7,000円ということで、時間的なことを考えると些少かと思うが、何もしない方にも均一に支給するのは公平性・透明性に欠けると思う。予算付けは良いが、これについて明確な方針はしっかりと立て、チェックしていただきたい。活動していただいて報酬を支払うことには異議はないが、何もしないのに支払うことが危惧されるため、部内でしっかり検討していただきたい。

●農業委員会事務局長：活動の中で活動記録をあげていただき、内容を確認している。今後、より一層、委員と話をし、研修などをして、内容も詳しく協議しながら進めてまいりたいと思う。

○相澤委員：新規就農の人数の予測と過去の実績、農地中間管理機構集積の実績を伺う。

●北野農政課長補佐：新規就農総合支援事業補助金について、内訳としては、継続者6名、新規3名を予定している。農地中間管理機構集積補助金については、中間管理機構を通して担い手に農地を集積・集約するような場合に交付するものである。内訳として、地域集積協力金として3ヘクタールほどを予定しており、経営転換協力金として10ヘクタールほどを予定している。

○相澤委員：新規就農の継続は5年であり、新規3名予定ということだが、昨年、一昨年の実績はどうか。

●北野農政課長補佐：実績については把握していない。

○相澤委員：新規就農の場合、どのくらい継続して一人前となるのか。その率はどのくらいか。

●北野農政課長補佐：新規就農者について、営農の内容によって差があり、2、3年目で補助金をもらわず独立される方もいるが、技術的な面などにより5年間交付を受ける方もいる。具体的な人数は答えにくい。

- 相澤委員：3年ぐらいで独立できないと難しいと聞いているが、新規就農者が独立できるようよろしく願います。
- 秋山委員：新規就農総合支援事業補助金について、3年程度で自立の方向に持っていければ理想だと思うが、最長5年までの持続化交付金の対象になった方はいるのか。その方に対しては、補助金の打ち切り後に自立していくのが難しい場合もある。今まで他産業で勤めており、就農した場合は特に難しいと思う。農家でやっていて、制度を利用して新しい作物をはじめるとはなすも、他産業からの新規就農で5年は難しく、水田等では補助対象のハードルが高い。点数制度だと対象にならず、機械を買いたくても買えない状況である。いつまで面倒を見るかということはあるが、自立できるような方策を考えなければならぬと思うが、市としてそのようなケースに対して、資金の融資等、何らかの形で自立できる手助けについての考えを伺う。
- 北野農政課長補佐：新規就農者で、新たに農業に就かれた方は経営上厳しいところがある。反面、親元就農であれば親の支援があり、もともとある農地や機械を利用できスムーズに経営拡大できる。新規就農者はそういったデメリットがあり、5年間の交付が切れたあとも、市の単独補助を活用し支援しているのが実情である。その中で、土地利用型園芸産地展開加速化事業というものがある。県の補助事業で、水田で露地野菜等の面積を拡大させる方に対し交付されるものであり、市内2団体で活用して事業を行っていくことになっている。その中に新規就農者や、今後面積を拡大していく方を入れて、新規就農者を支援していく取り組みも行っている。今後とも県等と協力しながら新規就農者の支援体制を拡充していきたい。
- 秋山委員：水田の場合、コンバインやトラクターについては30町歩、40町歩耕作しないと点数評価の中でクリアできない。そういった農家が市内でどのくらいあるか。その方だけを育成していけば将来的に農産物の安定供給が図られるかということ、水稲では10町歩、20町歩を耕作している方がいるからこそ支えられている。国の施策としてもおかしいのではないかと思う。基盤を整備して大型化し、生産性を向上させるということも間違いではないが、それだけ養成できるかと言えば、現在、市内で大きくやっている方を見ても、家族4人という形態が多い。親については70歳を過ぎているというケースが多く、親が農業をやらなくなった時にそれだけの面積をやっていくことは難しい。営農集団等を推進しているが、農家特有の部分もあり、自己完結型の思考が強い。国が描いているような方向には行かないと思う。10町歩、20町歩の方もそういった施策に該当するよう県にも呼び掛け、その中で市としてどういうことができるかを考えてほしい。

22款3項1目 貸付金元利収入

- 秋山委員：中小企業制度融資預託金回収金に関して、コロナの影響によって融資が増えているのかなど傾向を伺う。
- 商工観光課長：コロナ関係の融資について、令和2年度に市が新規で経営安定化資金を設けたが、例年だと新規受付は5億円程度だが、令和2年度はコロナだけで10億円ほどの新規申し込みがあった。運転資金、設備資金といった融資があるが、コロナのほうに流れてきている傾向が見られた。全体の借入額としては、令和2年度が18億2,500万円、令和元年度については例年通りだが12億3,000万円程度であり、令和2年度はコロナの影響を受けた方がかなり多いという傾向である。令和3年度については、今のところ上半期では例年通りに戻っているような状況である。

[歳出]

6款1項1目 農業委員会費

- 中村副委員長：農業委員会運営費について歳入で説明があった。加算給について、活動実績と成果実績が加わるということで条例改正も提出されているが、成果実績については何か成果があったときに支給されるのか。どのような時にももらえるものなのか。
- 農業委員会事務局長：成果実績の計算方法の中で、遊休農地が下野市内の農地面積の1%未満を達成した成果の実績に応じて交付されるものである。管内の遊休農地が1%を超えると成果実績にならず交付されない。
- 中村副委員長：加算給に幅があるようだが、成績に応じて段階が上がっていくものなのか。
- 農業委員会事務局長：活動実績については、活動内容によって月額単価が変わってくるので、それにより交付額は変動する。
- 中村副委員長：成果実績が加算給ということでよいか。
- 農業委員会事務局長：活動実績、成果実績合わせた交付金であり、そのうち成果実績の要件のひとつとして遊休農地1%未満の達成といったものが規定されている。
- 産業振興部長：条例改正にもあるが、現在は農業委員の改選時の報酬の差額が444万円であった。その額が上限として交付可能な額となる。今回の条例により、試算すると772万円ほどが申請可能な額となっている。差し引きの328万8,000円について加算額として支給される。全てが実績に応じてということではなく、一定のルールで算出し、現在は444万円が上限となっているが、それを超えた部分を加算額として支給することが可能な制度である。活動実績については、人・農地プランなどいろいろな方向があるが、一定のルールにより、

市内の活動からすると一人当たり単価で7,000円。成果実績については、トータルとして遊休農地の面積が1%未満を達成しない場合には全く交付されることはない。幸いにして下野市では委員の方が熱心に活動されていることもあり、今のところ0.9%代で何とかクリアすることができるので、市も一体となり数値目標達成に向け努力していきたい。

- 秋山委員：農地紛争和解仲介員謝礼について、仲介に当たったどのような方に支払われるのか。
- 農業委員会事務局長：農業委員会に農地の紛争に関して話があった場合に、通常は農業委員が話を聞いて和解に向けて解決にあたるが、それでもまとまらない場合に会長が3名を指名し、紛争解決に当たるということである。
- 秋山委員：農業委員会会長が3名を指名するということであるが、紛争がある地域と関係がある委員を指名するのは難しい。どのような基準で指名するのか。農業委員として報酬をもらっている中で、その中にこのような仕事も含まれると思っている。大きな問題になりなかなか解決しないという時に、農業委員会会長が指名するというのはいかがなものかと思う。どのような基準なのかと、別に謝礼として支出することが適切なのか伺う。
- 農業委員会事務局長：農地の紛争等に関しては、通常は農業委員もしくは農地利用最適化推進委員などが状況を確認し、話を聞いて解決している。農地の問題は、話し合いの中で治めていく形で今まで行っている。このような形による農地の紛争の和解という実績はない。農地の紛争で最終的に難しい場合は、農業委員から3名を指名する。選任にあたっての基準がないため会長が任命することになるが、話をしながら決めていくことになると思う。
- 秋山委員：規定はなく、会長判断により指名することだが、例えば、解決に当たってもらったが、結果が得られなかった場合は謝礼は払われないのか。2回、3回と話すとか、関係する話しやすい方に対応してもらおうとか、やり方はいろいろあると思う。その3人で解決できれば良いが、和解に至るまでは何回も行かなければならないと思う。この1万5,000円という金額では些少すぎるように感じる。また、農業委員としての仕事の中にこういったことも含まれているのであれば、謝礼として支払うのがおかしいのでその辺りを明快に説明してほしい。
- 農業委員会事務局長：金額的な部分については、3,000円の5人分で1万5,000円である。基本的には3名で活動するが、相手方がいるので、3名にそれぞれ動いていただいて解決に向けて進めていくということである。確かに活動として、何回か交渉に当たるということも考えられる。そのような回数的なものはないが、以前の方法で、近隣の委員と話し合いをして解決できることが望ましい。

- 秋山委員：和解等の事案が発生した際に、3名の委員が和解交渉に入るのは難しく、こじれると思う。まずは最適な方を派遣し、その中で他の人の力を借りたいとなった場合に人数を増やすという方策もあると思う。最初から3名を指名して行ったら相手は身構えてしまう。その辺を根本的に考え直した方がいいと思う。誰が行けば話を聞いてくれるのか、まずはそういった方に力を借りて、何回か話をしているうちに手助けをしてもらうという方法で行ったほうが、交渉事を進める上ではうまくいくと思う。圧力的になると感情的になってしまうので、そうならないよう考えて、予算額を有効に利用し、もめ事が収束するような形で柔軟な対応を考えた方が良いと思う。
- 農業委員会事務局長：紛争解決を委員会で進めていくのは、相手方にも抵抗があったり心理的にも難しい面も出てくると思われる。委員会としても地元の委員や推進委員に話を聞きながら、できるだけいい方向に解決できるように、通常の相談も含めて話を進めていきたいと思う。
- 秋山委員：農業委員の報酬にその辺が含まれているのではないかと思うがどうなのか。
- 農業委員会事務局長：農地紛争に関して、通常の業務で話し合いをしていきたい。今まで紛争で会長が指名を行ったことはなく、通常はないものであり、通常の業務と違う形で問題ができたときに会長が指名をして紛争解決に当たっていただくということで計上している。
- 秋山委員：言うことは理解できる。ただ、通常も協力員、委員が協力して解決してきたこともある。何回行っても紛争に至るような難しい事案について解決いただいたから謝金を払うということならば、その線をどこで誰が判断するのか明確にしておかないと去年は出したのに今年はないのかという話になる。少ないが公金を支出するということであれば、もっと謝金を出したいところである。公金を支出する上ではもっと明確なものがないといけないのではないか。担当者が変わっても要綱があれば考え方に差異が出ないようにできる。基本的な考えを部内で作成して、農業委員にも話をしてもらいたい。
- 産業振興部長：支出についてはここ数年なかったが、令和4年度については加算額など新たな制度のもと、また、委員の改選もあったのでよく固めて、農業委員会長の意見なども聞きながら整理していきたい。
- 中村副委員長：会計年度任用職員132万4,000円とあるが、どのような仕事をするのか。
- 農業委員会事務局長：会計年度任用職員は、農地の異動などの際に台帳上の異動処理や申請の相談などの受付をしていただくことを考えている。
- 中村副委員長：事務作業を全般的に行うということでは理解した。

6款1項3目 農業振興費

- 石川委員：かんぴょう消費拡大支援事業については、飲食店でかんぴょうを使った料理を提供する場合のものだったと思うが実績はどうか。
- 北野農政課長補佐：市内の飲食店でかんぴょう料理を提供した場合に、上限2万円、2分の1で補助を行っている。令和2年度は実績が1件あった。令和3年度は広報等でPRしているが、相談はあるが実績にはつながっていない。
- 石川委員：実績1件の具体的な内容を伺う。
- 北野農政課長補佐：国分寺地区のすし屋が対象となった。

- 相澤委員：農業用廃ビニール等処理対策事業について、最近、農業関係ではビニールと燃料が上がっており、農水省でも燃料の補助をすることのことである。廃ビニールの処理費も上がっているが前年度と同額か。
- 北野農政課長補佐：廃プラスチックの処理補助金について、令和3年度は協議会1件あたり133万4,000円であった。令和4年度は、農協等からの要望もあり、1件あたり150万円になっている。
- 相澤委員：270万円を300万円に10%アップしたということか。
- 北野農政課長補佐：その通りである。
- 相澤委員：廃ビニールの処理費は上がっていくと思う。農協等の要求もあると思うが、処理費も経費に相当入り大変であるため、そういったことを考慮してほしい。
- 北野農政課長補佐：処理量はかなり伸びている。農協からも処理費の上乗せをしてほしいという要望もある。処理関係については脱炭素にもつながる取り組みであるので、今後対応を検討してまいりたい。
- 相澤委員：野焼きされたりすると非常に迷惑になるので、そういったことが起きないように進めてほしい。

- 石川委員：養蚕支援事業について、補助率が種苗2万5,000粒1箱当たり3,000円以内とあるが、種苗とは桑のことか。
- 北野農政課長補佐：種苗とは蚕のことである。蚕が生息しやすいような網目の箱がありそこに蚕が入っている。その箱当たりの補助である。
- 石川委員：養蚕農家のほとんどが対象になるのか。
- 北野農政課長補佐：養蚕農家は、現在市内に1件であり、その方に対して補助を行っている。

- 中村副委員長：土地購入費2,462万1,000円の内容を伺う。
- 北野農政課長補佐：土地購入費は、市民農園の用地取得を目的としている。市

民農園の用地は借地であり、平成29年度に策定された公共用地借入れにおける今後の取組方針に基づき、用地の公有化により、公共施設の計画的な活用を図るために取得するものである。これまで令和2年度に地権者説明会、令和3年度に個別に交渉を行い、9月までにはすべての地権者からの同意を得ている。地権者は5名、買収単価は不動産鑑定を行い算定している。買収面積は6,000㎡である。

- 中村副委員長：市民農園を市で所有することによって、利用者に変化することはあるのか。
- 北野農政課長補佐：利用者にとっては特に変化はなく、クラブハウスの今後の維持管理についてどうするかということが発生するかと思う。
- 中村副委員長：維持管理をどうするかというのは、市ではなく、借りている方が力を貸すといったことを考えているのか。
- 北野農政課長補佐：市民農園は借地であり、借地に公共施設が建っていることにより、今後施設の管理をどうするかという問題が発生する。借地を公有化することにより、施設の改修などを見据え対応していくことになる。
- 中村副委員長：維持管理の部分についてはどうか。
- 北野農政課長補佐：市民農園の用地については、3月31日で契約が切れることになる。仮に返却する場合は施設解体等の問題が出る。公有化により施設の位置付けを明確にし、今後、施設の改修等を行っていくということである。

6款1項5目 農地費

- 中村副委員長：蟹川堰農業用河川工作物応急対策事業は、田んぼダムと説明を聞いたが、詳細について伺う。
- 伊藤農政課長補佐：現在行われている、県営事業の蟹川堰改修工事に対する市の負担金である。

- 中村副委員長：農地中間管理機構関連農地整備事業について、上古山地区の農業農村整備事業アンケート調査、地形図作成とあるが、何件の農家を対象にアンケートを行うのか。また、その内容を伺う。
- 伊藤農政課長補佐：上古山地区のほ場整備に対する調査であり、アンケート調査は上古山地区内の50ヘクタールの農家、約60件に調査を実施する。調査については県が行うものであり、市は負担金として支払いをする。農業農村整備事業地形図作成については、上古山地区の北部で地形図調査の追加が必要となり、市で作成を行うものである。
- 中村副委員長：アンケート調査の中身について、あなたはこの事業に参加しますかという内容なのか。
- 伊藤農政課長補佐：アンケートは今後ほ場整備を行う中で、どのように担い手

に集約していくか、米以外の高収益な農作物を作っていくかということ、また、後継者などの問題もあるのでアンケートを通じて調査していく。

6款1項6目 地域振興交流施設費

- 中村副委員長：道の駅しもつけの第2駐車場舗装工事について、概ねの予定を伺う。
- 商工観光課長：工期としては早々に発注したいが、現実的にはゴールデンウィーク前には難しく、夏休みまでには完了させたいと考えている。
- 中村副委員長：道の駅しもつけレストラン改装の内容を伺う。
- 商工観光課長：レストラン源天の改装になる。当初から入っている店舗だが、10周年を迎えるにあたり、これまでのスタイルを変え、自分で食べ物をチョイスするビュッフェスタイルに変更するため内装を大幅に変更する。市の負担のほか、意匠については源天の負担とし、双方で分担する。
- 中村副委員長：ビュッフェスタイルは今避けられているような気がするが、どういった考えでの変更なのか。
- 商工観光課長：予算の段階では、道の駅と源天、商工観光課で協議をしながら進めてきたが、確かにコロナ禍においては敬遠される部分もある。詳細については今後協議していきたい。

7款1項2目 商工業振興費

- 石川委員：陸砂利採石監視員報償費について、人数と内容を伺う。
- 商工観光課長：県の委託事業であり、事業補助100%である。面積割で配分が決まっており、本市の場合の基準人数は1名となっている。砂利採取の際の監視を行うが、現在、砂利採取については1カ所がほぼ終わり、1カ所が実施中である。また、採取を行っているところだけではなく、市内全域で不法に砂利採取がないか1カ月に10日間監視のため巡回していただき、報告をあげてもらっている。

- 中村副委員長：しもつけ産業団地推進事業で企業誘致PR動画制作とあるが、委託先はどこになるか。
- 商工観光課長：委託先は未定である。PR動画は東京や大阪でのセミナーの際にプレゼンをする機会が多々ある。これまではパソコン上で写真等を見せて説明していたが、他市町で行っている動画でのPRが有効かと考え、今回委託する。
- 中村副委員長：しもつけ産業団地にとって、今後とても大事なことだと思うので、よろしく願います。

7款1項3目 観光費

- 中村副委員長：天平の丘公園再整備について補償算定とあるが何件分か。
- 商工観光課長：天平の丘公園再整備において、用地取得の費用を計上している。地権者は7名おり、面積は約2万8,000㎡である。公園全体の面積は27ヘクタールあるが、そのうち約1割が借地である。公園に指定されているが借地部分があるということで、令和4年から6年の3カ年で、順次購入を考えている。令和4年度は3名から約8,000㎡を購入することを考えている。
- 中村副委員長：令和4年から3年間かけてすべての借地を購入するということか。
- 商工観光課長：基本的にはすべて購入していきたい。

- 相澤委員：天平の丘公園樹木伐採で金額が大きい、場所はどのあたりを予定しているのか。
- 商工観光課長：樹木の伐採は公園管理の中で毎年実施しているが、今回再整備として国の補助で社会資本整備総合交付金を活用できるため、樹木伐採を拡大し、公園全体を間引きするイメージで考えている。南側の平地林の伐採が主である。

- 中村副委員長：石橋にぎわい広場維持管理の内容を伺う。
- 商工観光課長：芝生の管理、除草、トイレの清掃をシルバー人材センターに委託することを考えている。
- 中村副委員長：トイレの清掃の頻度はどれくらいか。
- 商工観光課長：正月等を除き、年間355日で1時間清掃をお願いしている。

8款2項1目 道路維持費

- 石川委員：通学路安全施設整備事業について、ガードパイプの設置とあるが内容と金額を伺う。
- 建設課長：ガードパイプはグリーンタウンのファミリーマート近くの交差点で、えごの木通りと南河内第二中前のみずき通りの交差点に設置する予定である。金額は128万4,800円である。

- 中村副委員長：グリーンベルト500mと区画線設置延長1,000mとあった。どこの学校区の道路になるか。
- 建設課長：グリーンベルトは市道8335号線であり、吉田西小学校から東に向かうスタンドがあるほうの旧県道で、義務教育学校開校に伴い、その道路が通学路となることからグリーンベルトを設置する。白線については、石橋北小学校、石橋小学校、国分寺東小学校の通学路であり、通学路検討委員会から提出され

た路線である。石橋北小学校の市道1054号線については、上古山の集落から南に向かう田んぼの中の道路350m。市道2189号線について、石橋駅北側で開運寺の東側道路320m、国分寺東小学校については、星の宮神社の東の区間330mを予定している。

- 中村副委員長：路面性状調査とはどういったものか。
- 建設課長：舗装の状態について、平坦性、ひび割れの状況、大型車両が通ることによる轍掘れの3要素について測定し、舗装の損傷度を評価する調査である。この調査は5年に一度行うものであり、今回は平成29年に実施している。結果のデータは舗装の長寿命化計画に反映し、損傷箇所については計画的に修繕していきたい。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 石川委員：市道1-9号線整備事業について哲学の道とあるが、計画区間を伺う。
- 建設課長：現在、薬師寺・柴ほ場整備事業を県営で行っているが、自治医大停車場線から市道1-12号線までの区間であり延長が2,200mとなっている。

8款4項1目 都市計画総務費

- 相澤委員：都市核形成等事業化検討業務の内容を伺う。
- 都市計画課長：都市核については、市総合計画及び都市計画マスタープランにあるとおり、自治医大駅を中心とした市の中心市街化を形成していくものである。令和3年度は都市核形成にあたっての可能性調査を行い、来年度以降は地元の合意形成を図りながら拡大ができるかどうかを検討していくものである。
- 相澤委員：都市核には庁舎も含まれるかと思うが、都市核に必要な要件のようなものはあるのか。
- 都市計画課長：具体的なものはない。今後、地元の要望を聞きながら計画に盛り込むなどを考えてく必要がある。現時点では決まっていない状況である。
- 相澤委員：この事業が完了すると、市役所近辺も市街化になっていくという理解で良いのか。
- 都市計画課長：都市核として人口、都市機能、公共施設の集積を進め都市核を形成していくことを考えているので、最終的には市街化区域への編入も見据えながらということになるが、地元の意向や国・県等との協議もあるため、現状でははっきり答えられない。万が一、地元での合意形成が得られない場合は事業は諦めざるを得ないので、それらを踏まえて前向き進められるよう検討していきたい。

- 奥田委員：開発行為許可事務費の内容と支出先を伺う。
 - 都市計画課長：県から権限移譲を受け、今年度より市で開発行為許可の事務を始めたところであり、事務の執行にあたり必要な経費である。
 - 奥田委員：負担金にある栃木県開発許可事務連絡協議会は市の中に作られているのか。
 - 都市計画課長：これまで県で開発許可をしていたが、権限移譲で市に権限が下りてきた。宇都宮市は中核市であり開発許可の権限を持っているが、宇都宮市と権限移譲を受けた11市が集まり、開発許可に関する協議を行うための協議会への負担金である。
-
- 中村副委員長：定住希望者住宅取得支援事業について、令和3年度予算より大幅に増額しているが、何件分を想定しているのか。
 - 都市計画課長：令和4年度の定住促進住宅新築補助については20件を見込んでいる。今年度から一部改正し、基本額を30万円、子ども加算として中学生以上の子ども1人あたり10万円で平均2人を見込み、居住地加算として立地適正化計画の区域内ならばさらに10万円、若年世帯への加算として40歳未満世帯で10万円、それぞれ20件で合計1,400万円ほどを見込んでいる。
 - 中村副委員長：居住地加算と若年世帯での10万円加算については新たな部分となるのか。
 - 都市計画課長：令和3年度から始まっている。
-
- 中村副委員長：空き家バンク事業について、登録が緑5丁目の住宅1件しかない。空き家が増えている印象があるが、周知が足りないのではないかと思われる。広報活動はどのように行っているのか。
 - 都市計画課長：現在はホームページや広報紙を使いPRしている。そのほか、空き家バンクへ登録する場合は、不動産屋が仲介することになるが、仲介を行う宅地建物取引業協会と12月に意見交換会を実施し、その中で登録が進むようPRしている。
 - 中村副委員長：庁舎にあるデジタルサイネージは、来庁者で見ると多いと思うが、PRに利用していく考えはあるか。
 - 都市計画課長：来庁者にもPRできるよう検討したい。
 - 中村副委員長：空き家バンク事業に関連して、栃木市で附属した農地を貸し出すことになった。農地は取得面積が原則5,000㎡以上が必要となるが、そこを農業委員会の許可を得て1㎡から売買や借りることを可能としたところ、農地が付いている空き家2件が成約となったとのことである。市としてそのようなことは考えているか。

- 都市計画課長：空き家バンクの登録に関して、令和2年度までは市街化区域、市街化調整区域を問わず登録できるということで運用していた。しかし、実際には開発許可の関係もあり、登録するだけでは売買や賃借の際に契約ができないという場合が多々あった。また、今年度から開発許可の権限が移譲され、都市計画課において開発に関する規制をする中で、開発許可が出るかどうか分からないものについての登録は難しいということ踏まえ、昨年から要綱を改正し市街化区域のみの登録とした。質問にあった要望もあるかと思うので、様子を見ながら検討課題にしていきたい。
- 中村副委員長：定住希望者住宅支援事業で現金を支給する以前は、新築された方に家庭菜園を造るという事業もあり人気だったと聞いている。いろいろな方向で検討してほしい。

- 秋山委員：保留地販売については、昨年は好評であったとのことであるが、保留地等購入支援とはどのような内容か。
- 都市計画課長：保留地等の購入補助については、保留地等を購入し住宅を新築した場合に1件当たり50万円の補助を行うものである。先程の定住希望者については東京圏からいらした方に対する補助であり、どちらかを選択することができるとなっているので、子どもの人数などによりどちらか有利な方を選択してもらおう。保留地等購入補助は、東京圏以外の方が補助対象となる。
- 秋山委員：保留地について新築すると50万円の補助があるから、土地が安くなっていると思っている方がいる。勘違いをしているのか正確には分からないが、保留地に隣接している地主が、土地が安くなったので地価が下落していると。市の保留地が値下げをしたのではないかと感じたようだった。旗竿地については値下げをしないと売れないということで、価格の見直しなどを行ったが、まわりにそういう影響がないようお願いされた。それと、定住希望者住宅取得は当初東京23区からとなっており、東京一極集中を解消するために制度を設けたと思うが、基本的に財政力のある市町しかできない施策だと思う。本市は幸いできているが、東京一極集中を解消するためというならば、こういったことは国でやるべきことであり、市でやるべきことではないと思う。シテイセールスという部分でこういう利点があるということであればよいが、補助金で意欲を高めるといったやり方はどうかと思う。財政のできる範囲でやっていると思うが、方向性としては間違っていると思う。県や国での施策に持っていくようなきっかけ作りであればよいと思うが、市がメインでやるのはどうかと思う。担当課としてどう考えるか。
- 都市計画課長：当初は地方創生ということで家庭菜園の関係がスタートであったと思う。東京一極集中の解消のためということであり、家庭菜園の制度ができ、それが好評であったことから、定住補助制度ができたと考えている。そ

ういう意味では、地方創生の観点で実施するのが良いと思われるが、他市町村でも同じような補助があり進めているところがある。こういったことが大きなうねりとなり、国が動くような形になれば大変良いと思う。

- 秋山委員：下野市でこのような施策をやっていると、他市町にも広がると思うが、施策には財政が伴う。人口が少なくなっているところは、財政力が弱くなり、そういった施策ができない。そのようなところに定住してもらうよう県や国全体として施策を考えないとならないと思う。下野市の人口が増えればそれでいいかと言えばそうではない。栃木県全体のうちの一つの下野市であるため、県全体が潤うような施策を考え県に訴えていく。そういうことが必要である。幸いにして人口は増加しており、施策の成果は出ていると思うが、金額の割には成果が乏しいと思う。こういう施策よりも、仁良川地区や石橋、国分寺の区画整理地内に住んでもらうような施策を誘導していくべきであると思う。もう少し考えていただきたい。
- 建設水道部長：市の施策のひとつとして実施しているが、地方創生が出だしでやってきて、人口増のための施策を研究してきた。今後、都市計画課だけでなく総合政策課など、市の施策と併せて研究していきたいと思う。

8款4項4目 公園費

- 石川委員：西原公園の遊具更新の内容を伺う。
- 都市計画課長：西原公園の遊具更新は長寿命化対策に基づく補助事業となっている。内容としては、築山から下りてくる大きな滑り台を撤去し、新たに作り直すことになる。補助要綱上も修繕ではなく更新が補助対象となっている。平成5年ごろに設置されたものだが、それ以降、遊具に対する安全に関する指針が発出され、現在では合致しない部分がある。指針に合わせた形で、若干形状は変わるが、なだらかにしたり、安全対策を施すなどの更新を行っていく。

- 中村副委員長：三王山ふれあい公園管理事業について、コロナ禍でキャンプに注目が集まっていると聞く。キャンプの使用人数の推移を伺う。
- 都市計画課長：キャンプ場の利用については、平成28年から始まったが、平成28年度は1,483件、平成29年度は2,780件、平成30年度は1,665件、令和元年度は1,918件、令和2年度は1,094件、令和3年度は1,013件となっている。コロナ禍ということで利用を控えていただいたということもあり、件数は減っているが、徐々に回復傾向にあると聞いている。
- 中村副委員長：全体的に出かけるのを控えている影響はあると思う。ドッグランについて、大型犬は入れないなど規則が変わったとの記事を読んだが、その影響について伺う。
- 都市計画課長：ドッグランについてはコロナ禍になり、若干取り扱いを変更し

ており、入替制の3部制とした。利用件数は減っているが、令和元年が9,600件、令和2年が6,835件、令和3年1月末が6,462件とある程度ご利用いただいている。危険犬種については、混在したりする場合があります、利用者からも話があったことから、ルールを厳格化し、危険犬種についてはダメということにした。

延 会

— 第2号 —

○会議日時 令和4年3月8日(火) 午前9時30分～午前10時20分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	中村節子
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	奥田勉	〃	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	保沢明
農政課長	野口範雄	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	荻原剛	建設課長	伊澤仁一
都市計画課長	篠崎国男	区画整理課長	濱野岳仁
下水道課長	黒川信夫	水道課長補佐	永井邦朋
水道課主幹	海老原義博		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 再開

2. あいさつ 岡本鉄男 委員長

議案第7号 令和4年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[総括質疑]

7款1項2目 商工業振興費

- 中村副委員長：商工業者ICT講習会の内容を伺う。
- 商工観光課長：商工会の事業で、市内のパソコン教室を活用して講習会を実施している事業である。
- 中村副委員長：何回シリーズのようなものか。
- 商工観光課長：年間6回程度実施している。参加者は33名である。
- 中村副委員長：商工業者のICT化は進んでいるのか。
- 商工観光課長：例年30名前後が参加しているが、実態の把握はできていない。申告などにも活用しているとは聞いている。
- 中村副委員長：駅前広場花いっぱい事業について、プランターに花が飾ってありきれいだが、お洒落な感じがないと思っている。素焼きの植木鉢などに寄せ植えをしたりすると良いかと思うが、景観条例もできるので、市内のオープンガーデンクラブの方等にも相談して考えていくことも必要かと思うが、考えを伺う。
- 商工観光課長：下野市商工会、石橋商工会、シルバー人材センターがそれぞれの駅を担当していただき実施している事業である。それぞれの団体が工夫して行っているものと認識しているが、ご指摘のような観点も必要と考えるので、事業を行う際にアドバイスをしながら進めていきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第11号 令和4年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業特別会計予算

《質疑・意見》

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 中村副委員長：使用収益不能補償63万円の内容を伺う。
- 区画整理課長：昨日の現地調査の際に見ていただいたが、東京の地権者の方の土地が他のところから来ると説明した部分で使えない状態となっている。従前の土地は既に他の方が使っていることから、使用収益ができないということでの計上である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第12号 令和4年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計予算

《質疑・意見》

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 中村副委員長：物件移転補償1億7,190万円は何件分なのか。
- 区画整理課長：社会資本整備総合交付金で行う建物の補償が1件、市単独事業が5件、電気工作物の補償として電柱10本で550万円を見込んでいる。そのほかに、使用収益不能補償が何か所かあり300万円、補償費合計で1億7,490万円の計上である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第13号 令和4年度下野市水道事業会計予算

《質疑・意見》

[資本的支出]

1款1項2目 資産購入費

- 中村副委員長：車両購入費として給水車があるが何台分の金額か。
- 水道課長補佐：台数は1台分である。
- 中村副委員長：合計では何台になるのか。
- 水道課長補佐：現在1台所有しており、合計で2台となる。
- 中村副委員長：現在の1台はどこにあり、来年度分はどこに配置されるのか。
- 水道課長補佐：現在所有している給水車は、国分寺第1配水場の車庫にあり、新規購入車両についても同じ場所に置く予定である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第14号 令和4年度下野市下水道事業会計予算

《質疑・意見》

[資本的支出]

1款1項3目 雨水管路費

- 中村副委員長：委託料の内水浸水シミュレーション業務の詳細を伺う。
- 下水道課長：国の方針として、令和4年度から内水浸水リスクマネジメント推進事業が創設されることとなったため、国庫補助事業として内水浸水シミュレーションの予算を計上した。公共下水道の雨水整備エリア内、これは市街化

区域内に限られるが、これまでに降った中で最も多い降雨量である既往最大降雨量を想定してシミュレーションを行うものである。現地での測量と既存排水施設の調査・能力の検討を行い、内水の浸水被害が発生する恐れがあるハザードエリアを特定するものである。

- 中村副委員長：委託先はどのような業者か。
- 下水道課長：他の市町村でも同様の業務を行う業者がいる。専門的業務をしている業者を選定し、入札という流れになると思う。

- 中村副委員長：内水氾濫対策計画の中で、異常出水時の浸水軽減のために雨水幹線のバイパスの整備をグリーンタウンエリアで行うとあり、令和3～4年の間に検討するとある。バイパスの検討の状況、大筋が決まっていれば説明願う。
- 下水道課長：検討業務については、まだ結論が出ていない。バイパス化については雨水の本管といわれる幹線にバイパス管を接続し、雨水が溜まらないようにできないかという検討をしているが、本管に流せる量が決まっており、調整池から本管に流れる量も決まっている。調整池に入らずに本管に流すことは本管の負担になるという状況もあるので、バイパス管をすぐに設置するのは今の状況では難しい。今後よく検討していく。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第15号 下野市景観条例の制定について

《質疑・意見》

- 秋山委員：景観条例策定事業について、条例制定にあたり外部委託したと思うがどこに委託したのか。
- 都市計画課長：宇都宮市の栃木都市計画センターに業務委託している。
- 秋山委員：委託料はどのくらいか。
- 都市計画課長：手元に資料がないため、後程調べて回答する。
- 秋山委員：条例策定について、以前に水道ビジョンに関して表流水を利用しているということで委員会で視察に行った。視察先の水道ビジョンの委託額と本市での予算要求額に大きなかい離があった。すべて業者委託ではなく、できる部分については、職員でやってもらい1,000万円近い減額となった。条例の内容を見ると業者委託しなくてもできる部分があると思う。専門性が必要な部分は委託するということは理解できるが、職員がどのくらい関わったのか、それにより条例の認識が高くなるし、達成感もある。すべて業者委託しなくても、できるところは自分たちでやる。議会基本条例策定の際も、先進事例の資

料を取り寄せ、その中で本市の形に合ったものを作成した。専門性が必要などところについて、全国市議会議長会に確認を依頼して指導・助言をいただいた。景観条例についてもそういった姿勢を見せてほしいと思う。外部委託は丸投げである。内容の部分で、景観条例の12・13条で指導・助言・勧告・公表が盛り込まれているが、弱いと思う。行政指導といっても口頭や文書では従わない。公表すると言っても従わない場合は罰則規定が必要だと思う。罰則規定については、地方自治法第14条第3項に基づき条例中に罰則を設けることができる。何もないよりも、罰則があれば指導・助言・勧告に従うと思う。条例に定めることのできる罰則は行政刑罰と秩序罰がある。秩序罰については行政上の罰則であり、5万円以下の過料とすることができる。少なくとも秩序罰を設けた方が良いかと思うが、罰則規定に関する検討があったのか伺う。

- 都市計画課長：業務委託の内容については、緑の基本計画も併せて策定しているが、その中で緑視率の部分については、我々は専門家ではないので業者にお願いして調査や撮影をして数値的なものを出していただいたところである。条例については、県の都市計画課に担当部署があり、そちらと協議し、また、真岡市やさくら市などの先進事例を参考に進めてきた。条例の内容が、一定の規定に基づき大規模行為を制限するというものであるので、数値的な問題はあるが、概ね条例の形態は変わらずにできるのではないかとということで、すべて職員により作成した。罰則については、景観法に罰則規定があり、条例においてはそれを適用するとしている。罰則についても検討した上で策定している。
- 秋山委員：行政指導に従わないケースがマスコミにも取り上げられているが、罰則を設けることにより抑止力が生まれるということがある。行政刑罰であると簡単には弁護士等に相談してということにもなるが、秩序罰であればそこまでの必要なく施行できると思う。抑止力という観点で罰則を設けてもいいのではないか。
- 都市計画課長：景観条例は、国の景観法に基づき策定されているが、景観法には罰則規定があり、罰則規定を適用するためには条例の中で特定届出行為として指定する必要がある。今回条例の中では、届出行為をするだけでなく特定届出行為としてすべての大規模行為について罰則を適用する内容となっている。したがって、条例では罰則規定の記載はないが、上位法である景観法で罰則規定があり、勧告または変更命令等を出し、その上で従わない場合は過料などを科していくことになる。
- 中村副委員長：附則で令和4年7月1日からの施行となっている。施行まで時間があるのは、現在適用されている県の景観条例から除外してもらうための時間ということか。

- 都市計画課長：県の条例により、下野市の範囲は県の管轄となっている。その条例から下野市を除く作業が必要となる。また、県の景観審議会でもこの件について確認する時間が必要となるため、施行期日を7月とした。市としてはこの間にPRして、対象行為についてスムーズに届け出していただけるよう準備を進めていきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第19号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第20号 下野市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第25号 土地の取得について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第26号 市道路線の認定について

《質疑・意見》

- 中村副委員長：開発・分譲され新しくできた道を市道認定するということか。
- 建設課長：そのとおりである。
- 奥田委員：この古山小学校に向かう通りは、以前には駅東通りと言っていたと

思うが、国道を東に抜け、新幹線の下を抜けて上三川町に行くという計画があったように聞いているが、その計画はなくなったのか。

- 建設課長：都市計画決定されている路線であり、現状その計画はある。
- 奥田委員：計画上に住宅があり、道路を作るのは難しいと思うがどうなのか。
- 建設課長：都市計画道路ができる際には、建物等は移転をしていただくことで都市計画法第53条に位置づけされている。いつになるかはわからないが、計画が具体的になった際には立ち退きをお願いすることになる。
- 奥田委員：納得した上で家を建築しているということなのか。
- 建設課長：ご了承いただいた上で、開発許可を出している。具体的になった際には再度お願いをすることになると思われる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

(2) その他

- 建設課長：1点目として、スマートIC整備事業の進捗について、災害や新型コロナウイルスの影響、また、用地取得の長期化により事業が延びている状況である。当初は令和5年3月の供用開始を予定としていたが、現状では困難であり、事業期間の延伸と工事を一部着手するため地区協議会を早期に開催したいということで関係機関に要望してきた。この度、現下のコロナ禍の状況を鑑み、書面による地区協議会開催の連絡が急遽国からあり、2月末から3月4日を期間として書面で開催したところである。議題となった工事着手、今後の事業の進め方については、スマートICの本体工事を令和4年7月中に着手する予定とし、スマートICの入口で料金所までの市施工範囲部分は本体工事に先行して着手していきたいということと、事業期間は令和7年度以降とし、早期の供用開始を目指すことを全会一致で了解いただいた。これにより次年度から市施工範囲部分について工事着手できることとなったが、引き続き用地が100%取得となっていないので、事業を進めながら早期の供用開始に向けて取り組んでいきたい。2点目として、去年の予算審議の中でJR小金井駅の東西自由通路の点検関係で指摘をいただき、道路法に基づく5年に一度の点検として2,650万円を計上したが、執行に当たっては十分留意するようということになっていた。6月の常任委員会で、より効率的な点検の実施による費用の抑制ということで説明し、その後、JR東日本旅客鉄道株式会社大宮支社と

2,623万円で契約を締結し、点検を進めてきた。今回完了に伴い、点検結果と費用について報告があったが、点検結果において問題はなかった。点検費用に関しては、効率的な点検の実施による費用の抑制を都度お願いしてきたが、それに加えて、点検期間中の天候やコロナ禍における最終列車の時間の繰り上げ運行により作業時間が長時間確保できたこともあり、作業日数が減少した。そのような諸々の事情が重なり費用が縮小し、最終的に1,450万円ということで1,200万円削減となったので報告する。

5. その他

なし

閉 会